令和８年１１月１１日

独立行政法人農畜産業振興機構

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）の交付金単価（確定）について
【令和８年度第１・２四半期】

令和８年４月から９月までの算出期間（令和８年度第１・２四半期）における畜産経営の安定に関する法律（昭和３６年法律第１８３号）第３条第１項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第４の５の（１）の規定により算出した標準的販売価格及び同（２）の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、その交付はありません。

記

算出期間	令和８年４月から９月まで
肉豚１頭当たりの標準的販売価格	４９，０３４円
肉豚１頭当たりの標準的生産費	４５，９５０円
肉豚１頭当たりの交付金単価※	－ （交付なし）

※　肉豚１頭当たりの交付金単価は、肉豚１頭当たりの標準的生産費と肉豚１頭当たりの標準的販売価格との差額に 100 分の 90 を乗じた額です。

連絡先
畜産経営対策部　養豚経営課
電話：０３－３５８３－１１５０

確定

肉豚経営安定交付金算定基礎
【令和8年度第1･2四半期】

（単位：円／頭）

標準的販売価格	(A)	49,034
標準的生産費	(B)	45,950
差額	(C)＝(A)－(B)	3,084
交付金単価	(D)＝\|(C)\|×0.9	－

（単位：円／頭）

区　　分		令和8年度第1･2四半期 （令和8年4月～9月）
標準的販売価格	(A)＝①＋②	49,034
主産物価格	①＝a × b	48,110
平均枝肉価格(円／kg)	a	624
平均枝肉重量(kg)	b	77.1
副産物価額	②	924
標準的生産費	(B)＝③＋⑦	45,950
飼料費、労務費その他の費用	③＝④＋⑤＋⑥	43,673
飼料費	④	28,033
流通飼料費		28,028
麦類		3
とうもろこし		306
配合飼料		25,355
脱脂乳･人工乳		1,465
その他		899
牧草･放牧･採草費		5
その他の費用	⑤	9,206
敷料費		112
光熱水料及び動力費		1,992
その他の諸材料費		85
獣医師料及び医薬品費		2,183
賃貸料及び料金		316
建物費		1,534
自動車費		333
農機具費		924
物件税及び公課諸負担		242
生産管理費		137
種付料		205
もと畜費		55
繁殖めす豚費		860
種おす豚費		108
支払利子		101
支払地代		19
労務費	⑥	6,434
家族		4,935
と畜に係る経費	⑦	2,277

注1　肉豚１頭当たりの交付金単価は、肉豚１頭当たりの標準的生産費と肉豚１頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額です。

注2　消費税抜きで算定しています。

（参考）　肉豚経営安定交付金の算出方法について

１　標準的販売価格（主産物価格と副産物価額の合計）

（１）主産物価格

農林水産省から取引価格が公表されている 25 市場において格付された豚枝肉（品質が著しく劣るものとして格付されたものを除く。）の平均枝肉価格（円／kg）に平均枝肉重量を乗じて得た額とします。なお、品質が著しく劣るものとして格付されたものには、公益社団法人日本食肉格付協会により「等外」として格付されたものが該当します。

（２）副産物価額

農林水産省の「肥育豚生産費」の「副産物価額（事故畜、販売された子豚、繁殖雌豚、種雄豚及びきゅう肥）」の額 （内臓・原皮代は含まない。）とします。

２　標準的生産費（飼料費、労務費その他の費用、と畜に係る経費の合計）

（１）飼料費、労務費その他の費用

農林水産省の「肥育豚生産費」の「費用合計（物財費（飼料費、光熱水道費、獣医師料及び医薬品費等）及び労働費）」、「支払利子」及び「支払地代」の額とします。費用合計の費目のうち、農林水産省の「農業物価指数」及び厚生労働省の「毎月勤労統計調査」の調査対象となっている費目については、肥育期間（7 か月）の価格に物価修正します。また、「飼料費」のうち「配合飼料」については、公表された配合飼料価格安定制度の補塡金（通常補塡金・異常補塡金・緊急補塡金）の額を差し引き、配合飼料価格安定制度の積立金の額を加えて計算します。

なお、この通常補塡における価格差補塡は、令和４年度第１四半期から３基金団体（一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金及び一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金）が交付する補塡金の額を各団体の補塡対象数量で加重平均して算出しています。

（２）と畜に係る経費

25 市場のと畜に係る経費（と畜検査手数料、と畜解体料、と畜場使用料、冷蔵庫保管料（1 日分相当）及び格付料）を各市場における並以上の取引成立頭数で加重平均して得た額とします。

３　消費税及び地方消費税の取扱い

標準的販売価格及び標準的生産費の計算に当たって消費税及び地方消費税が含まれている項目については、その消費税及び地方消費税を控除した額を用いるものとします。